

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 亀岡市部設置条例の一部改正  
 (企画調整課) 3

### —— 規 則 ——

- 亀岡市福祉事務所長委任規則等の一部  
 改正 (保育課) 4

### —— 告 示 ——

- 亀岡市奨学金支給要綱の一部改正  
 (学校教育課) 5
- 公示送達 (税務課) 6
- 亀岡市議会臨時会の招集 (総務課) 7
- 公示送達 (保険医療課) 8
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 9
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 9
- 市道路線の供用開始に関する告示  
 (土木管理課) 10
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 11
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 11
- 公示送達 (税務課) 11
- 公示送達 (税務課) 12
- 公示送達 (税務課) 13

### —— 訓 令 ——

- 亀岡市工事請負業者選定事務処理要領  
 の一部改正 (契約検査課) 14

### —— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行  
 (契約検査課) 15
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変  
 更による計画書の縦覧 (農林振興課) 21
- 淀川上流地域森林計画(京都府)の樹  
 立に伴う亀岡市森林整備計画変更の縦  
 覧 (農林振興課) 21
- 南丹都市計画事業大井町南部土地区画  
 整理事業の事業計画(変更)の縦覧  
 (都市整備課) 22
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
 (契約検査課) 23

### —— 任免及び辞令 ——

#### 監査委員欄

### —— 公 表 ——

- 平成29年度定期監査 28
- 平成29年度工事監査 31

#### 教育委員会欄

### —— 規 則 ——

- 亀岡市文化財保護条例施行規則の一部  
 改正 36

### —— 告 示 ——

- 亀岡市就学指導委員会規程の一部改正 36
- 亀岡市指定文化財指定(選定)の基準 37

**農業委員会欄**

—— 公 告 ——

○第70回亀岡市農業委員会総会の開催 41

---

**公布された条例のあらまし**

---

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例要綱

- 1 京都スタジアム（仮称）を核としたまちづくりを推進するため、土木建築部をまちづくり推進部に統合して、分掌事務の再編整備を行うこととした。
- 2 関係する条例について、所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

# 条 例

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第1号

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成12年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、まちづくり推進部及び土木建築部」を「及びまちづくり推進部」に改める。

第2条中

「まちづくり推進部

- (1) 都市計画に関する事。
- (2) 都市整備に関する事。
- (3) 公共交通政策に関する事。
- (4) 京都スタジアム（仮称）に関する事。

土木建築部

- (1) 桂川治水対策並びに国道及び府道の整備促進に関する事。
- (2) 道路、河川その他の土木に関する事。
- (3) 交通安全対策施設及び駐輪対策に関する事。
- (4) 法定外公共物に関する事。
- (5) 住宅及び建築に関する事。 」

を

「まちづくり推進部

- (1) 都市計画に関する事。
- (2) 都市整備に関する事。
- (3) 公共交通政策に関する事。
- (4) 京都スタジアム（仮称）を核としたまちづくりに関する事。
- (5) 桂川治水対策並びに国道及び府道の整備促進に関する事。
- (6) 道路、河川その他の土木に関する事。
- (7) 交通安全対策施設及び駐輪対策に関する事。
- (8) 法定外公共物に関する事。
- (9) 住宅及び建築に関する事。 」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（亀岡市営住宅入居者選考審議会条例の一部改正）

2 亀岡市営住宅入居者選考審議会条例（昭和39年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条中「土木建築部」を「まちづくり推進部」に改める。

「揭示済」

# 規則

亀岡市福祉事務所長委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第2号

亀岡市福祉事務所長委任規則等の一部を改正する規則

(亀岡市福祉事務所長委任規則の一部改正)

第1条 亀岡市福祉事務所長委任規則(昭和51年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

本則第2号エ中「保育所」の次に「若しくは認定こども園」を加える。

(亀岡市保育の利用に関する規則の一部改正)

第2条 亀岡市保育の利用に関する規則(平成26年亀岡市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第5条中「保育所」の次に「・認定こども園」を加える。

(亀岡市保育の必要性の認定基準及び支給認定事務等取扱規則の一部改正)

第3条 亀岡市保育の必要性の認定基準及び支給認定事務等取扱規則(平成26年亀岡市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「法第20条第4項の支給認定証を当該申請者に」を「申請者の申請により法第20条第4項の支給認定証を」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の亀岡市福祉事務所長委任規則第2号エ及び亀岡市保育の利用に関する規則第2条第1項の規定(以下「改正後の規定」という。)による保育の利用に係る手続きその他の行為については、この規則の施行の日前においても、改正後の規定の例により行うことができる。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第12号

亀岡市奨学金支給要綱（平成14年亀岡市告示第144号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条中「及び高等専門学校並びに」を「、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び」に改め、同条第1号中「、短期大学及び大学」を削る。

別表第1中

「  

(7) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に基づく奨学金
---

」

を削る。

別表第2中

「  

高等学校等	国公立	年額20,000円以内	高等学校及び高等専門学校並びに特別支援学校の高等部に修学する者
	私立	年額20,000円以内	
大学等	国公立	年額40,000円以内	短期大学及び大学に修学する者
	私立	年額40,000円以内	

」

を

「  

高等学校等	国公立	年額15,000円以内	高等学校、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び特別支援学校の高等部に修学する者
	私立	年額15,000円以内	

」

に改める。

別記第1号様式中「7 独立行政法人日本学生支援機構奨学金〔第一種〕〔第二種〕」及び「（高等学校のみ適用）」を削る。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第13号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年2月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	督促状 平成29年度第4期 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成29年度第4期 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成29年度第4期 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成29年度第4期 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成29年度第4期 市府民税	省略	省略
6	督促状 平成29年度第4期 市府民税	省略	省略
7	督促状 平成29年度第4期 市府民税	省略	省略
8	督促状 平成29年度第4期 市府民税	省略	省略
9	督促状 平成29年度第4期 市府民税	省略	省略
10	督促状 平成29年度第4期 市府民税	省略	省略
11	督促状 平成29年度第4期 市府民税	省略	省略

12	督促状 平成29年度第4期 固定資産税・都市計画税	省略	省略
13	督促状 平成29年度第1期 固定資産税・都市計画税	省略	省略
14	督促状 平成29年度第2期 固定資産税・都市計画税	省略	省略
15	督促状 平成29年度第3期 固定資産税・都市計画税	省略	省略
16	督促状 平成29年度第4期 固定資産税・都市計画税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

---

亀岡市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成30年2月14日下記の事件につき、亀岡市議会臨時会を亀岡市議場に招集する。

平成30年2月7日

亀岡市長 桂川孝裕

記

付議事件

1 亀岡市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

「揭示済」

亀岡市告示第15号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年2月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	後期高齢者 医療保険料 額変更決定 通知書	平成29年度	後期高齢者 医療保険料	省略	省略
2	督促状	平成29年度 第6期	後期高齢者 医療保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第16号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成30年2月7日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1203-41081

- 1 当該者生年月日  
平成10年12月31日
- 2 保 険 者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日  
平成29年7月12日
- 4 無効になる日  
平成30年2月7日

「揭示済」

亀岡市告示第17号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成30年2月9日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1501-11001

- 1 当該者生年月日  
昭和22年9月28日
- 2 保 険 者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日  
平成28年4月1日
- 4 無効になる日  
平成30年2月9日

「揭示済」

亀岡市告示第18号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成30年2月15日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成30年2月15日から平成30年3月1日まで一般の縦覧に供する。

平成30年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01265	クニッテル12号線	亀岡市三宅町2丁目25番地の1先から 亀岡市三宅町2丁目21番地の12先まで	137.00m	6.00m ～ 6.00m
07046	下ノ道線	亀岡市本梅町平松河原垣内1番地の2先から 亀岡市本梅町中野泥ヶ淵1番地の59先まで	781.90m	2.50m ～ 6.00m
09031	五夜垣内奥ノ谷線	亀岡市宮前町猪倉谷田7番地の4先から 亀岡市宮前町猪倉奥ノ谷56番地先まで	126.00m	3.00m ～ 4.00m
09032	前田半松木線	亀岡市宮前町猪倉前田30番地先から 亀岡市宮前町猪倉半松木4番地の2先まで	798.70m	2.50m ～ 6.00m
09033	宮ノ下野村線	亀岡市宮前町猪倉前田44番地先から 亀岡市宮前町猪倉野村50番地先まで	454.30m	2.50m ～ 3.50m
11090	鎌又中又線	亀岡市大井町並河鎌又2番地の4先から 亀岡市大井町並河又6番地の1先まで	340.00m	3.50m ～ 3.50m
12065	南筋北浦線	亀岡市千代川町湯井巽筋46番地の1先から 亀岡市千代川町湯井南筋21番地先まで	255.00m	5.00m ～ 5.00m
18194	中条北条線	亀岡市篠町山本中条28番地の1先から 亀岡市篠町山本北条44番地の2先まで	64.00m	4.00m ～ 4.45m

「揭示済」

亀岡市告示第19号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成30年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

JR並河駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成30年2月14日（水）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 1台

5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課  
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成30年2月26日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成30年2月19日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第21号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年2月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成29年度第4期市府民税

2 送達を受けるべき者

住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

---

亀岡市告示第22号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年2月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成29年度第4期市府民税

2 送達を受けるべき者

住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第23号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年2月27日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類

督促状 平成29年度 全期 軽自動車税

## 2 送達を受けるべき者

	住 所	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

# 訓令

亀岡市訓令第2号

庁中一般

亀岡市工事請負業者選定事務処理要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市工事請負業者選定事務処理要領の一部を改正する訓令

亀岡市工事請負業者選定事務処理要領（昭和45年亀岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号の表中

「

60,000,000円以上	
30,000,000円以上	60,000,000円未満
15,000,000円以上	30,000,000円未満
5,000,000円以上	15,000,000円未満

」

を

「

45,000,000円以上	
25,000,000円以上	45,000,000円未満
10,000,000円以上	25,000,000円未満
5,000,000円以上	10,000,000円未満

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

## 公 告

亀岡市公告第6号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年2月9日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 業務の概要等

- (1) 業務番号 上施委第1号
- (2) 業務名 千代川浄水場運転監視業務委託
- (3) 業務場所 亀岡市千代川町地内外
- (4) 業務種別 保守・維持管理業務
- (5) 業務概要 運転監視業務 一式 平日 245日／年（16H／日）  
休日 120日／年（24H／日）  
千代川浄水場（亀岡市千代川町千原安田30）  
保守点検業務 一式 365日／年  
千代川浄水場（亀岡市千代川町千原安田30）  
三宅浄水場（亀岡市三宅町亀ヶ淵8）  
緊急時点検業務 一式 365日／年  
亀岡市内一円水道施設  
（千代川浄水場運転監視業務委託特記仕様書「別表2」のとおり）
- (6) 業務期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 2 入札に参加する者に必要な資格要件

次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 「平成29年度亀岡市物品納入等に関する競争入札参加資格者名簿」に登録しており、営業品目「23 保守管理業務」の希望順位が第1位又は第2位であること。
- (2) 入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定

する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

- (7) 国又は地方公共団体が発注した浄水施設運転監視業務（簡易水道事業の施設及び排水処理施設に係る業務を除く。以下同じ。）及び浄水処理業務（水道水の製造業務に限る。以下同じ。）のうち、浄水処理能力が20,000（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）以上の施設についての業務を受託し（単独で元請けとして受託したものに限る。）、その実績が通算3年以上あること。

※受託実績とみなす条件

- ① 「2 入札に参加する者に必要な資格要件」の(7)を満たすものであること。
- ② 平成29年4月1日現在での受託実績とする。
- ③ 受託の形態が指定管理者制度による場合も同等の受託実績とみなす。
- ④ 浄水施設運転監視業務と浄水処理業務を一括して受注していない場合でも「2 入札に参加する者に必要な資格要件」の(7)を満たすものであれば受託実績とみなす。

ただし、一括して受注していない場合は、それぞれの業務において、通算3年以上の実績が必要である。

### 3 一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 浄水施設運転監視業務及び浄水処理業務実績調書（様式2）
- (3) 総括責任者予定者及び業務従事者予定者名簿（様式3）
- (4) 総括責任者予定者経歴書（様式4）
- (5) 業務従事者予定者経歴書（様式5）
- (6) 入札に参加する者に必要な資格要件を満たしていることの誓約書（様式6）

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年2月9日（金） 午後3時から 平成30年2月20日（火） 午後5時まで	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請書等並びに仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。</p> <p>2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせのうえ配布期間内の受付時間中（午前9時から正午まで、午後1時から4時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。</p>
一般競争入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年2月19日（月） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで 平成30年2月20日（火） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで	<p>入札に参加を希望する者は、当該公告に示す提出書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出方法 当該公告に示す期間内に、亀岡市企画管理部契約検査課へ持参により提出すること。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様式で作成すること。 ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>

一般競争入札参加資格確認通知書の送付	平成30年2月22日（木）までに発送	<p>一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。</p> <p>入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
一般競争入札参加資格確認申請等並びに仕様書等に関する質問の受付	<p>一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問 平成30年2月16日（金）午後5時まで</p> <p>仕様書等に関する質問 平成30年2月26日（月）午後3時まで</p>	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課にて随時受け付ける。（契約検査課電話番号0771-25-5041）</p> <p>2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式7）にて行うこととし、下記の電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。</p> <p>質問内容は簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。</p> <p>添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。口頭による質問は受け付けない。</p> <p>提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡（電話番号0771-25-5041）すること。</p> <p>送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受付できないことがあるので留意すること。</p> <p>質問書送付先：電子メールアドレス sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp</p>
質問に関する回答	<p>一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問回答：随時</p> <p>仕様書等に関する質問回答： 平成30年2月28日（水）午後3時まで</p>	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。</p> <p>3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p>
入札日時	平成30年3月5日（月）午前10時00分（厳守）	入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり

## 5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札にあたっては、業務委託費内訳書を提出すること。
  - ア 業務委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は参考資料として添付されている「平成30年度千代川浄水場運転監視業務委託参考資料」の項目に一致させること。
  - イ 業務委託費内訳書の表紙には、業務番号、業務名、商号又は名称、代表者氏名（代理人が入札する場合は、当該代理人の氏名）を記載し、押印すること。
- (3) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額  
入札書に記載する金額は「上施委第1号千代川浄水場運転監視業務委託」一式の金額とする。また、落札決定に当たっては、入札書（様式8）に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があると

きは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (8) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまで（入札箱に入札書を投函するまで）に辞退届（様式9）を提出しなければならない。

## (9) 書面による入札

ア 入札書には入札者の氏名と商号又は名称を記載し、押印しなければならない。

代理人による入札の場合は、委任状（様式10）を提出し、入札書には当該代理人の氏名を記載し、押印しなければならない。

イ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に業務番号、業務名、商号又は名称、代表者氏名（代理人が入札する場合は、当該代理人の氏名）を記載、押印し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあっては、この限りではない。

## (10) 開札

開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

## (11) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 一般競争入札参加資格確認申請等の提

出を履行しなかった者又は一般競争入札参加資格確認申請等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者

コ 内訳書の提出をもとめている場合に、内訳書を提出せずに入札を行った者

#### (12) 落札者の決定方法

ア 亀岡市上下水道事業契約規程（平成9年亀岡市公営企業管理規程第8号）第11条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当

該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(13) その他亀岡市上下水道事業契約規程に基づき執行する。

6 入札保証金  
免除する。

7 違約金  
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金  
免除する。

9 契約書作成の要否  
要

10 その他

(1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。

(2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

(5) 一般競争入札参加資格確認申請等に虚偽

の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(6) 以上に定めるもののほか、亀岡市上下水道事業契約規程の定めるところによる。

1 1 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市企画管理部契約検査課

TEL 0771-25-5041/FAX 0771-25-5157

電子メール

sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ

http://www.city.kameoka.kyoto.jp

「揭示済」

亀岡市公告第7号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成30年2月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成30年2月13日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第8号

淀川上流地域森林計画（京都府）の樹立に伴い、亀岡市森林整備計画を変更することとします。

なお、変更した計画は、平成30年4月1日に効力を生じるものとし、亀岡市役所において縦覧に供する。

平成30年2月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

2 縦覧期間

平成30年2月16日から

平成30年3月12日まで

「揭示済」

## 亀岡市公告第9号

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業の事業計画（変更）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該事業計画（都市計画において定められた事項を除く。）に意見のある利害関係者は、平成30年3月22日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

平成30年2月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業の名称 南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業
- 2 施行者の名称 亀岡市大井町南部土地区画整理組合
- 3 施行地区の区域

区 域	付記	区 域	付記
大井町 並河堂又	全部	大井町 並河三丁目	一部
〃 並河前脇	一部	〃 南金岐重見	一部
〃 並河熊田	一部	〃 南金岐好実根	一部
〃 並河亀ヶ渕	一部	〃 南金岐丁田	一部
〃 並河深町	一部	菫田野町 太田古実根	一部
〃 並河観並	一部	〃 太田草田	一部
〃 並河二丁目	一部		

- 4 縦覧期間 平成30年2月23日から平成30年3月8日まで
- 5 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

## 亀岡市公告第10号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年2月27日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |               |   |           |
|---------------|---|-----------|
| (1) 工事番号      | 29桂工第2号   |           |
| (2) 工事名       | (仮称) 保津川水辺公園整備工事 (その6)  |           |
| (3) 工事場所      | 亀岡市保津町地内  |           |
| (4) 工事種別      | 土木一式工事  |           |
| (5) 工事概要      | 工事延長 L=405.0m   |           |
|               | 敷地造成工   | 1式        |
|               | 作業土工  | 1式        |
|               | 擁壁工   |           |
|               | 腰石積-1   | L=329.3m  |
|               | 腰石積-2   | L=164.2m  |
|               | 袖壁  | N=5箇所     |
|               | 園路広場整備工   |           |
|               | 路盤  | A=2025.0㎡ |
|               | 擬木丸太階段  | N=36段     |
|               | 張ブロック   | A=27.5㎡   |
|               | 小口止   | N=2箇所     |
|               | 雨水排水設備工   |           |
|               | プレキャストU型側溝  | L=210.0m  |
|               | 雨水排水管   | L=4.8m    |
|               | 集水柵-1   | N=2箇所     |
| (6) 予定価格 (税込) | 45,009,000円   |           |
|               | 【入札書比較価格 (税抜) 41,675,000円】  |           |
| (7) 工期        | 契約日の翌日から平成30年3月31日まで  |           |
| (8) 部分払       | 無   |           |
| (9) 前金払       | 有 (当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)   |           |
| (10) 中間前金払    | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上 (変更工期を含む。) で前金払<br>をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表に<br>より工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事 |           |

に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成29年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成29年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約

工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年2月27日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年2月27日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年3月6日（火） 午前9時から午後5時まで 平成30年3月7日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年3月8日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年3月5日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年3月9日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年3月13日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成30年3月15日（木） 午前9時から午後5時まで 平成30年3月16日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成30年3月19日（月） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

# 任免及び辞令

(各 通)

中 道 くるみ  
 木 村 一 恵  
 武 田 廣 子  
 木 久 依 子  
 尾 松 佳栄子  
 調 幸 治  
 飯 野 茂  
 米 原 亨  
 中 川 博 友  
 水 口 潤 子  
 平 田 謙 輔  
 木 村 みさか  
 法 貴 良 好  
 矢 田 勲  
 中 澤 猛  
 溝 渕 文 宏

亀岡市国民健康保険運営協議会委員に委嘱します

任期は平成32年1月31日までとします

(各 通)

大 島 博 行  
 小 川 宜 久  
 岸 親 夫  
 湊 妙 子  
 新 見 覚 紀

亀岡市企業立地審査会委員に委嘱します

平成30年2月1日

野 中 篤

亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します

任期は平成30年4月24日までとします

稲 原 宏 充

亀岡市総合計画審議会委員の委嘱を解きます

平成30年2月9日

(各 通)

竹 田 幸 生  
 奥 村 泰 幸

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

(各 通)

奥 野 正 三  
 西 口 純 生

亀岡市防災会議委員に委嘱します

任期は平成30年5月31日までとします

平成30年2月14日

(各 通)

井 本 伸 廣  
 上 杉 孝 實  
 江 口 昌 道  
 大 西 達 也  
 中 村 俊 孝  
 藤 田 修  
 真 崎 藤 義  
 松 山 茂  
 宮 本 聖 子  
 矢 作 勝 美  
 山 崎 ふさ子  
 吉 中 康 子

亀岡市生涯学習推進審議会委員に委嘱します

平成30年2月22日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を都市監査基準に準拠して実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年2月16日

亀岡市監査委員 関本孝一  
 亀岡市監査委員 菱田光紀

1 監査の種類

平成29年度定期監査

2 監査の対象

監査の対象課等にかかる平成29年度の財務に関する事務の執行について

3 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。また、現金取扱事務については、会計管理者からつり銭の交付を受けているものを対象に調査し、その中から対象課を抽出し、現地監査を実施した。

5 監査の対象課等、期間及び実施場所

対象課等	監査期間	実施場所	現地監査
○生涯学習部 ・市民力推進課 ・人権啓発課 ・スポーツ推進課 ○総務部 ・総務課	平成29年9月21日から 平成29年11月20日まで	監査委員室	税務課

<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治防災課</li> <li>・税務課</li> </ul> ○公平委員会事務局 ○監査委員事務局			
○教育部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育総務課</li> <li>・学校教育課</li> <li>・社会教育課</li> <li>・教育研究所</li> <li>・学校給食センター</li> <li>・図書館</li> <li>・文化資料館</li> </ul>	平成29年10月18日から 平成29年12月14日まで	監査委員室	—

6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いては概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 生涯学習部

以下の各課に係る平成29年8月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 市民力推進課

亀岡市交流会館使用許可事務において、減免申請書が提出されずに全額免除されているものがあつた。

亀岡市交流会館条例施行規則には、使用料の減額又は免除を受けようとするときは、亀岡市交流会館使用料減免申請書を使用許可申請書に添付しなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 人権啓発課

過年度収入の調定事務において、前年度の同和更生資金貸付金滞納繰越分の収入未済分が調定されていなかった。

財務規則には、繰り越した収入金で翌年度の末日までに収納済にならないものについては、その翌日において翌々年度の調定済額に繰り越ししなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ スポーツ推進課

亀岡市社会体育施設（6箇所）の指定管理において、基本協定書に記載されている組織名称の中に、行政組織・機構改革による変更後の組織名称が反映されておらず、誤っている箇所があつた。

契約事務においては、十分に内容を確認されたい。

(2) 総務部

以下の各課に係る平成29年8月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

ア 総務課（選挙管理委員会の予算執行関係事務含む。）

特に指摘する事項はなかった。

イ 自治防災課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 税務課

特に指摘する事項はなかった。

(3) 公平委員会事務局

平成29年8月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(4) 監査委員事務局

平成29年8月末現在における監査委員事務局及び固定資産評価審査委員会に係る財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(5) 教育部

以下の各課等に係る平成29年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 教育総務課

特に指摘する事項はなかった。

イ 学校教育課

(ア) 耳鼻科検診委託において、1者随意契約により契約されていたが、予定価格が設定されていなかった。

財務規則には、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ、予定価格を定めなければならないとされている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 第54回京都府吹奏楽コンクール部員派遣補助金において、当該交付要綱には交付決定前の事業着手を認める特段の定めがないにもかかわらず、補助金交付対象経費のなかに、交付決定前に支出されたものが一部含まれていた。

適正な事務処理となるよう改められたい。

ウ 社会教育課

特に指摘する事項はなかった。

エ 教育研究所

特に指摘する事項はなかった。

オ 学校給食センター

特に指摘する事項はなかった。

カ 図書館

特に指摘する事項はなかった。

キ 文化資料館

特に指摘する事項はなかった。

以上が生涯学習部等における平成29年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

なお、今回の監査で見受けられた現金取扱事務における以下の点については、今後の事務処理において留意されたい。

まず1点目は業務終了後の現金の確認方法についてである。現金確認において複数人での確認体制がとられていないもの、また、その取扱いにおいて責任所在が明確でないものが見受けられた。

現金取扱にあたっては、不正や現金紛失等の危険を回避するためにも、一人で事務を完結することなく、複数の職員で現金の確認を行い、併せて取扱いの責任所在を明らかにすることが重要である。

については、担当者から最終確認者まで職員相互の連携と牽制が働く体制を構築されることを望む。

2点目は現金出納簿についてである。現金を収納するも、現金の出入及び残額を明確にする出納簿を整備しておらず、記録整理が不十分な部署が散見された。

収納金額を適切に管理する目的はもちろんであるが、「いつ」、「何が」、「いくら」保管されていたのかを正確に把握することにより、万一の場合に、現金の流れの中から問題点を容易に追跡できるといった効果があるなど、現金出納簿は現金を取り扱う上で重要な役割を果たす帳簿である。現金出納簿の必要性を十分に理解のうえ、事務改善に取り組まされたい。

公金は、市民等から託された大切な金銭であることを職員一人ひとりが再認識し、より一層慎重な運用がなされることを期待するものである。

「揭示済」

---

#### 亀岡市監査公表第2号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年2月16日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 菱田光紀

- 1 監査の種類 平成29年度工事監査
- 2 監査の対象 亀岡市立保津文化センター大規模改修工事  
[人権啓発課、建築住宅課]
- 3 監査実施期間 平成29年9月15日から平成29年12月6日まで

#### 4 監査の方法

対象工事については、契約金額1,000万円以上の工事の中から抽出した。

この監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、協同組合総合技術士連合と工事監査に伴う技術調査及び技術的指導業務委託契約を締結し、関係書類の調査及び工事現場の現地調査を実施した。この監査結果報告は、同連合技術士の調査意見を参考として作成したものである。

#### 5 工事の概要

契約金額 130,788,000円  
(内消費税9,688,000円)

工期 平成29年8月5日～平成30年1月15日

請負業者 アサヒ・丹和特定建設工事共同企業体

監査執行日 平成29年11月24日

##### 工事概要

- ・構造 鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積702.42㎡
- ・工事内容 既存施設の改修工事（耐震補強工事及び大規模改修工事）

##### 1) 耐震補強工事

- ・耐震壁設置（鉄筋コンクリート造） 1箇所
- ・開口閉鎖（既存外壁開口部閉鎖） 1箇所
- ・荷重軽減（玄関ピロティ庇片持ち部撤去） 1箇所

##### 2) 大規模改修工事

##### 施設改修工事

- ・内装改修工事（床・壁・天井 各部仕上改修工事）
- ・所要室整備工事（多目的便所、シャワー室設置）
- ・昇降機設置工事（敷地内増築設置）
- ・屋外付帯工事  
上記に伴う、電気、機械設備工事

## 6 監査結果

文化センターは、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決や、地域福祉の向上及び住民交流の拠点として隣保館の役割を担っている。

保津文化センターについては昭和54年度に建設された施設であり、経年による老朽化が著しく、耐震対応やバリアフリー対応等の問題を抱えており、その対応を図るため、大規模改修工事を実施するものである。

本工事監査においては、工事監査資料及び関係書類並びに現地調査をもとに、各工種の技術調査着目点について質疑応答を行った。

質疑に対しては、関係者から口頭及び資料の提示による回答があり、その回答内容は十分なものであった。技術調査の結果、工事全般に関する是正や瑕疵は見当たらなかったため、結果は良好と認めた。

調査した事項のうち主な内容の要点を以下の各項目に示した。

### (1) 契約について

本建築工事は、契約規定に基づく条件付き一般競争入札（7特定建設工事共同企業体が応札）で契約締結していた。

契約手続書類としては、入札結果、工事請負契約書、履行保証（契約保証金提出書）、現場代理人及び主任技術者等通知書、建設業退職金共済掛金収納書届等が整備され、適正な契約手続きがなされていた。

### (2) 積算について

積算は「営繕積算システム・RIBC2」を使用しており、建築住宅課の設計担当者が計算し、検算者がチェックし、上席者が決裁していた。

「営繕積算システム・RIBC2」は、公共発注機関が発注する建築工事の積算を行うために必要な公共建築工事標準単価を算出し、その作成データを利用して内訳設計書を作成するためのシステムとして開発されたものである。

積算の根拠資料として、エレベーターなど建設物価本等に記載がないものは、3社以上の業者から見積を徴収し、比較検討を行い、査定率をかけて積算をしていた。

積算は全体として適切な積算方法と内容であると判断した。

### (3) 工事関係書類調査について

設計図面、仕様書及び特記仕様書、施工計画書等の工事関係書類の提示を求めた。計画・設計・積算・契約・施工・管理・試験・検査等の事項について調査したところ、それぞれ必要にして十分に整理できていた。記載内容、資料整備、各項目での整合性も適切かつ妥当であった。

### (4) 計画設計について

#### ア) 耐震補強改修について

当該文化センターは、災害時の避難所として位置付けされており、「官庁施設の総合耐震計画基準」の安全性の目標分類では、構造体はⅡ類[\*]として設計されていた。

[\*] 大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物として使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる。

耐震補強改修の工法は、耐震性・施工性・経済性・工程等で有利な一般的な「壁補強工

法」を採用し、2箇所を補強（増設壁1、開口閉塞1）し、加えて片持ち梁先端の荷重を低減するため、玄関上のRC庇を撤去し、鉄骨庇に改造していた。

構造耐震指標 $I_s$ 値の計算を行った結果は、構造耐震判定指標 $I_{so}=0.75$ を上回っており、最終的に $I_s$ 値 $=0.92$ としていた。

耐震の算定は妥当なものであった。

#### イ) エレベーター棟増築について

エレベーターを新たに設置するために、1階玄関からホールを通り抜けたところの外壁側にエレベーター棟を外付けの形で増築していた。

安全機能としての管制運転は次の通りである。

##### ・地震時管制運転

地震の大きな揺れがくる前の初期微動（P波）を感知し、エレベーターを最寄り階に停止させる。

##### ・火災時管制運転

火災時に監視室のスイッチまたは火災報知信号等によりエレベーターを避難階へ呼び戻す。

##### ・停電時管制運転

停電時にバッテリーによりエレベーターを最寄り階に停止させる。

そのほか、戸開時に指や荷物などの引き込まれを防止する機能、ドアが開いた状態では昇降しない機能などを備えており、安全性には十分に配慮している。

エレベーター棟の基礎は、スクリーパイル（ $\Phi 216.3 \times 4$ 本）を支持層であるGL. -14m付近の砂礫層まで到達させている。パイル先端が支持層に到達したことの確認は、削孔モータの負荷トルクの上昇を杭打機の運転席で確認しており、そのトルク変動の記録紙も各杭ごとに保管整理されていた。

また、スクリーパイルは3本継ぎ杭で、継ぎ手部は溶接継ぎである。溶接部は浸透探傷検査（速乾式現像法）により確認されていた。

#### ウ) 衛生設備について

トイレは湿式トイレから全て乾式トイレに改修することで、衛生面やにおいの低減が期待できる。また、車いす利用者だけでなく、高齢者、障がい者、子ども連れなどの多様な人が利用できる多目的トイレを1階に新設していた。

#### エ) 外壁、内壁の改修について

外壁及び内壁とも事前調査によりひび割れ箇所を図示し、損傷劣化の具合により改修方法を決めていた。

外壁モルタル仕上げの浮き改修には、アンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法、ひび割れ部には建築補修用エポキシ樹脂の注入等の工法を採用していた。

内壁改修の間仕切り壁は、不燃材として主にせっこうボードを使用しており、トイレ、事務所の壁は1時間耐火材の強化せっこうボード（t12.5）を使用していた。

その内容及び設計図面は適切かつ妥当であった。

## (5) 使用材料について

設計図書に基づいて使用材料承認願が提出され、建築住宅課の担当者が内容確認しており、現場搬入時の立会も工事写真による確認ではあるが、それぞれ適切に行われていた。

コンクリートの配合については、圧縮試験の結果も十分な強度発現があり、妥当なものであった。

各材料の形状寸法、品質、強度は設計に適合するものと思われた。

## (6) 施工管理について

施工計画書は、各工種の施工計画がよく検討・整理できた内容となっていた。

各種計算書も整理されていた。工程表、設備計画、再生資源利用計画等の内容は適切なものであった。

工外用外部足場は、手すり先行型足場を採用しており、墜落災害防止の姿勢がうかがえた。

そのほか、安全管理については、安全衛生目標、安全衛生管理体制、安全衛生対策等が計画されており十分な取組がなされていると思われるが、現場の安全衛生管理組織にやや未整備なところが見られた。安全管理の基本的なことなので、労働安全衛生法等に準拠した確実な組織体制をつくることが望まれる。次の事項の指導に留意されたい。

ア) 統括安全衛生責任者を選任した場合は、元請の現場常駐者の中から元方安全衛生管理者を選任すること。

イ) 現場安全掲示板に玉掛けの有資格者の表示が無かった。玉掛け作業を行う場合は表示すること。

なお、労働安全衛生法において努力義務とされているリスクアセスメントの活用を取り入れるなど、さらなる安全管理の充実に向けた指導を期待する。

整理・整頓・清潔は現場管理、安全管理の基本であるが、現場内には不要な資材は置かれておらず、整理整頓がされていた。

また、現場前の一般市民にも見やすい場所に「建設業の許可票」、「労災保険関係成立票」、「建退共加入表示」、「施工体系図」等が正しく掲示されていた。

本調査時点における工事の進捗率は50.2%でほぼ予定通りに進んでおり、当初の予定の工期内に終わるものと思われた。

以上が工事監査の結果である。監査執行の過程において軽易なものについては、調査実施日に口頭で指導を行ったところである。

今後においても、本市の厳しい財政状況を考慮し、更なる経費削減に努めることを期待するとともに、市民の期待に応えられる社会基盤の整備に向け、職員の技術能力及び資質を向上させ、環境や安全管理に留意した公共工事が実施されることを望むものである。

「揭示済」

# 教育委員会欄

## 規則

亀岡市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月15日

亀岡市教育委員会  
教育長 田中太郎

### 亀岡市教育委員会規則第1号

亀岡市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市文化財保護条例施行規則（昭和44年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（指定・選定の基準）

第12条 亀岡市教育委員会は、条例に規定する亀岡市指定文化財の指定及び亀岡市選定文化財の選定に係る基準について、別に定めるものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 告 示

## 亀岡市教育委員会告示第1号

亀岡市就学指導委員会規程（昭和53年亀岡市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月15日

亀岡市教育委員会  
教育長 田中太郎

題名を次のように改める。

亀岡市教育支援委員会規程

第1条中「就学指導」を「教育支援」に改める。

第2条中「就学指導を適切に行う」を「就学に係る教育相談及び教育的支援に関して助言する」に改める。

第3条第1号中「指導及び助言」を「教育相談及び教育的支援に対する助言」に改める。

第4条中「その他」の次に「教育長が」を加え、「委嘱する」を「委嘱及び任命する」に改める。

第7条第1項中「就学指導」を「教育支援」に改める。

第8条第1項中「1年とする。」を「1年とし、再任を妨げない。」に改め、同条第2項ただし書を削る。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、会長が選出されていないときは、教育長がこれを招集する。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から実施す

る。

「揭示済」

亀岡市教育委員会告示第2号

亀岡市文化財保護条例施行規則（昭和44年  
亀岡市教育委員会規則第1号）第12条の規定  
により、亀岡市指定文化財指定（選定）の基準  
を次のとおり告示する。

平成30年2月15日

亀岡市教育委員会  
教育長 田中太郎

亀岡市指定文化財指定（選定）の  
基準

第1 亀岡市指定有形文化財

1 建造物

建築物、土木構造物その他の工作物（橋  
梁・石塔・鳥居等）のうち、次の(1)から(5)  
までのいずれかに該当し、かつ、本市の各  
時代又は類型の典型となるもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著な  
もの

2 絵画、彫刻

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する  
もの

- (1) 各時代の遺品のうち製作優秀で、本市  
の文化史上貴重なもの

- (2) 本市の絵画及び彫刻史上特に意義のある  
資料となるもの

- (3) 題材、品質、形状又は技法の点で顕著  
な特異性を示すもの

- (4) 特殊な作者、流派又は地方様式等を代  
表するもの

- (5) 渡来品で本市の美術史上意義が深いも  
の

3 工芸品

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する  
もの

- (1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀で、  
本市の文化史上貴重なもの

- (2) 本市の工芸史上又は文化史上特に貴重  
なもの

- (3) 形態、品質、技法又は用途等が特異で  
意義が深いもの

- (4) 渡来品で本市の工芸史上意義が深いも  
の

4 書跡、典籍

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する  
もの

- (1) 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、  
墨跡、法帖等で、本市の書道史上又は文  
化史上貴重なもの

- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、  
仏典の原本又はこれに準ずる写本で、本  
市の文化史上貴重なもの

- (3) 典籍類のうち版本類は、印刷史上及び  
本市の文化史上貴重なもの

- (4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的に  
まとまって伝存し、学術的価値の高いも  
の

- (5) 渡来品で本市の文化史上意義が深いも  
の

5 古文書

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する  
もの

- (1) 古文書類は、本市の歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記、記録類（絵図及び系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で本市の文化史上貴重なもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値が高いもの
- (5) 渡来品で本市の歴史上意義が深いもの
- 6 考古資料
  - 次の(1)から(5)までのいずれかに該当するもの
  - (1) 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代以前の本市遺跡の遺物で、学術的価値の高いもの
  - (2) 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の本市遺跡の遺物で、学術的価値の高いもの
  - (3) 古墳の出土品その他古墳時代の本市遺跡の遺物で、学術的価値の高いもの
  - (4) 宮殿、官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥及び奈良時代以後の本市遺跡の遺物で学術的価値が高いもの
  - (5) 渡来品で本市の歴史的意義が深く、かつ、学術的価値が高いもの
- 7 歴史資料
  - 次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの
  - (1) 政治、経済、社会、文化、科学技術等本市の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値が高いもの
  - (2) 本市の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値が高いもの
  - (3) 本市の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値が高いもの

- (4) 渡来品で本市の歴史的意義が深く、かつ、学術的価値が高いもの
- 第2 亀岡市指定無形文化財
  - 1 演劇・音楽
    - 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの
    - (1) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
      - ア 芸術上特に価値の高いもの
      - イ 芸能史上特に重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派の特色が顕著なもの
      - ウ 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派の特色が顕著なもの
    - (2) 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの
    - (3) 前2項の芸能又は芸能の技術を高度に体現できる者及び団体
  - 2 工芸技術
    - 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの
    - (1) 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
      - ア 芸術上特に価値の高いもの
      - イ 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
      - ウ 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派の特色が顕著なもの
    - (2) 前項の工芸技術を高度に体得している者及び団体
- 第3 亀岡市指定有形民俗文化財
  - 1 次の(1)から(10)までに掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等に

において市民の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

- (1) 衣食住に用いられるもの
- (2) 生産、生業に用いられるもの
- (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの
- (4) 交易に用いられるもの
- (5) 社会生活に用いられるもの
- (6) 信仰に用いられるもの
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの
- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
- (9) 人の一生に関して用いられるもの
- (10) 年中行事に用いられるもの

2 前項に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の(1)から(6)までのいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 歴史的変遷を示すもの
- (2) 時代的特色を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの
- (4) 技術的特色を示すもの
- (5) 生活様式の特色を示すもの
- (6) 職能の様相を示すもの

#### 第4 亀岡市指定無形民俗文化財

1 風俗慣習のうち次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 由来、内容等において市民の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基礎を示すもの

2 民俗芸能のうち次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

3 民俗技術のうち次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 技術の発生又は成立を示すもの
- (2) 技術の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

#### 第5 亀岡市指定史跡名勝天然記念物

##### 1 史跡

次の(1)から(9)までに掲げるもののうち本市の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- (1) 貝塚、集落跡、古墳、その他居住に関する遺跡
- (2) 国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 学校、研究施設、文化施設その他教育学芸に関する遺跡
- (5) 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会生活に関する遺跡
- (6) 交通・通信施設、治山・治山施設、生産施設その他経済活動に関する遺跡
- (7) 墳墓及び碑
- (8) 旧宅、園池その他特に由緒ある地域の類
- (9) 外国及び外国人に関する遺跡

##### 2 名勝

次の(1)から(9)までのうち本市の優れた風土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの又は名所的若しくは学術的価値の高いもの、人文的なものにおいては、芸術的又は学術的価値の高いもの

- (1) 公園、庭園
- (2) 橋梁、築堤
- (3) 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- (4) 鳥獣、魚虫等の棲息する場所

- (5) 岩石、洞穴
- (6) 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- (7) 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- (8) 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- (9) 展望地点

3 天然記念物

次の(1)から(4)までに掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、本市の自然を記念するもの

(1) 動物のうち、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 本市特有の動物で著名なもの及びその棲息地

イ 特有の産ではないが、本市著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地

ウ 自然環境における特有の動物又は動物群聚

エ 本市にとって特に貴重な動物標本

(2) 植物のうち、次のアからカまでのいずれかに該当するもの

ア 名木、巨木、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢

イ 代表的森林、竹林、稀有の森林、竹林、植物類

ウ 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

エ 著しい植物分布の限界地

オ 著しい栽培植物の自生地

カ 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

(3) 地質鉱物のうち、次のアからケまでのいずれかに該当するもの

ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態

イ 地層の整合及び不整合

ウ 地層の褶曲及び衝上

エ 生物の働きによる地質現象

オ 地震断層等地塊運動に関する現象

カ 洞穴

キ 岩石の組織

ク 特に貴重な岩石及び鉱物の標本

ケ その他地質学的に貴重なもの

(4) 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の地域（天然保護区域）

第6 亀岡市選定文化的景観

1 地域における人々の生活又は生業及びこの地域の風土により形成された次の(1)から(8)までに掲げる景観地のうち、市民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの

(1) 農耕に関する景観地

(2) 採草、放牧に関する景観地

(3) 森林の利用に関する景観地

(4) 漁ろうに関する景観地

(5) 水の利用に関する景観地

(6) 採掘、製造に関する景観地

(7) 流通、往来に関する景観地

(8) 居住に関する景観地

2 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち市民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

第7 亀岡市選定伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

(1) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの

(2) 伝統的建造物群及び地割が良く旧態を保持しているもの

(3) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

「揭示済」

# 農業委員会欄

## 公 告

亀岡市農業委員会公告第3号

第70回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成30年2月28日

亀岡市農業委員会  
会長 酒井省五

記

- 1 日 時  
平成30年3月5日（月）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 3階  
302・303会議室
- 3 議 題
  - (1) 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - (2) 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - (4) 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
  - (5) 平成30年4月農用地利用集積計画（農地中間管理機構）

「揭示済」